

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 公 告
  - 地方税法により特約業者の指定を取り消した件 五五
  - 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 五四
  - 福島県選挙管理委員会
  - 不在者投票のできる施設の名称を変更した旨届出があった件 五五

## 公 告

**公告第二百七号**  
 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百四十四条の九第三項の規定により、次のとおり特約業者の指定を取り消した。  
 平成三十年九月十八日

福島県知事 内堀雅雄

氏名又は名称 有限会社高原関本店ガソリンス ランド	代表者の氏名 高原 裕二	主たる事務所又は事業所の所在地 伊達市保原町字前田町四番地の四	指定取消年月日 平成三〇年八月二日
---------------------------------	-----------------	------------------------------------	----------------------

（税 務 課）

**公告第二百八号**  
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

平成三十年九月十八日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称 山都町土地改良区	退任した役員 氏名	住所
理事	吉田 昭一	喜多方市山都町早稲谷字東原道下一五二三番地
役員	平野 茂夫	市山都町三津合字堰沢三〇二番地の一
	小峯 信男	市山都町蓬萊字風早六〇七五番地
	田中 久義	市山都町一ノ木字本村乙二〇七六番地
	真部 啓次	市山都町小舟寺字上ノ原甲一八三九番地
	遠藤 金美	市山都町相川字道目乙五五八番地
	川原田 武	市山都町木幡字西向甲一一三四番地
	大塚 哲男	市山都町小舟寺字中條乙四七〇番地
	神田 康男	市山都町字大林三八九四番地の一
	奈須 亀男	市山都町一ノ木字廻戸乙一〇二番地
	小澤 太	市山都町字上ノ原道西八九九番地の三
	大塚 正澄	市山都町朝倉字下川乙四七七番地
	眞部 久男	市山都町小舟寺字家ノ廻甲一七一六番地
	藤川 文市	市山都町三津合字瀬下五八四七番地の一〇
就任した役員 氏名		住所
理事	平野 茂夫	喜多方市山都町三津合字堰沢三〇二番地の一
	渡部 保雄	市山都町字広野二四七四番地
	上野 政昭	市山都町木幡字西向甲一一三四番地
	川原田 武	市山都町蓬萊字風早六〇七五番地
	小峯 信男	市山都町小舟寺字山丙五八八番地
	齋藤 芳正	市山都町小舟寺字中條乙五〇四番地
	笠間 仁	市山都町相川字宮ノ下甲八六二番地
	二瓶 全盛	市山都町一ノ木字本村乙二〇七六番地
	田中 久義	市山都町一ノ木字高野原乙三二五〇番地
	長谷川 厚生	市山都町一ノ木字高野原乙三二五〇番地
	遠藤 敏雄	市山都町一ノ木字高野原乙三二五〇番地
	山口 比佐男	市山都町三津合字頭無向五八四九番地の一〇
	眞部 久男	市山都町小舟寺字家ノ廻甲一七一六番地
	田中 政昭	市山都町朝倉字北向乙三二一四番地の一

（農村計画課）

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第六十六号

福島県公職選挙等執行規程（昭和四十年福島県選挙管理委員会告示第十八号）第八条第四項（第九十九条第一項、第一百十条第一項、第一百一十一条第一項又は第一百十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり不在者投票のできる施設の名称を変更した旨の届出があった。

平成三十年九月十八日

福島県選挙管理委員会  
委員長 遠藤 俊博

変更前	特別養護老人ホームユーハイムはなわ	特別養護老人ホーム藤井ハイムはなわ	平成三〇年四月一日
変更後	養護老人ホームユーハイムやみぞ	養護老人ホーム藤井ハイムやみぞ	平成三〇年四月一日